「介護保険指定　0173600164」

(介護予防)短期入所生活介護

陽光苑 短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

当事業所はご契約者（利用者）に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供いたしますサービス内容と契約上ご注意いただきたいことをご説明いたします。

当事業所への利用は原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

社会福祉法人　追分あけぼの会

重　要　事　項　説　明　書

（指定短期入所生活介護サービス）

１．事業経営法人

（1）法　人　名	社会福祉法人　追分あけぼの会
（2）法人所在地	北海道勇払郡安平町追分青葉１丁目１０２番地
（3）電 話 番 号	０１４５－２５－２２３３
（4）代表者氏名	理事長　　佐　藤　嘉　晃
（5）設 立 年 月	平成　4年　1月　4日

２．事業概要

（1）事業の種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
（2）事業の名称	陽光苑短期入所生活介護事業所（北海道指定 第0173600164号）
（3）事業所の所在地	北海道勇払郡安平町追分青葉１丁目１０２番地
（4）電 話 番 号	０１４５－２５－２２３３
（5）管　理　者	伊　藤　恵　造
（6）開 設 年 月	平成　4年　4月　1日
（7）利 用 定 員	６名・空床利用
（8）営　業　日	年中無休
（9）受 付 時 間	毎日　9：００～１７：４５

３．併設されている事業

事　業　の　種　類	北海道知事による事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム追分陽光苑	平成14年4月1日	0173600164	30名
追分陽光苑デイサービスセンター	平成14年4月1日 介護予防　平成18年4月1日	0173600164	25名
追分陽光苑居宅介護支援事業所	平成28年7月1日	0173600164	

４．事業の目的と運営方針

事　業　の　目　的	短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。
事業運営の方針	事業所の従事者は、要支援又は要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる

	よう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとします。 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの綿密な連携により、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとします。事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
第三者評価の実施状況	実施の有無　：　無

５．事業所の概要

敷地		5,481.28 ㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
	延べ床面積	2,576.08 ㎡
	利用定員	６名（床）・空床利用

６．居室

居室の種類	室数	備考
１人部屋	１０室	従来型個室
２人部屋	１３室	多床室

※空床利用の場合、ご希望の居室を準備出来ない場合があります。

７．主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食堂	3	静養室	1
機能訓練室	1	フロアールーム	3
一般浴室（機械浴槽）	4	厨房	1
特殊浴室	1	洗濯室	1
医務室	1	汚物処理室	1

※トイレは、各ユニットにそれぞれ６箇所ご用意しております。また、必要に応じて居室内でのポータブルトイレのご使用も可能です。洗面台は各居室に設置しております。

８．職員の配置状況及び勤務体制

従業者の職種	員数	指定基準	勤務体制
管理者	１名	１名	9:00～17:45
医師	１名以上	１名	隔週 金曜日 14:00～17:00
生活相談員	１名以上	１名	9:00～17:45
看護職員	２名以上	２名	7:45～16:30、7:45～12:45、9:15～18:00、10:30～18:00
介護職員	１２名以上	１１名	6:45～15:30、8:00～11:50、8:00～16:45、9:15～18:00、10:15～19:00、11:15～20:00、12:00～15:50、16:15～9:45、18:00～22:00、5:00～8:00
栄養士	１名以上	１名	9:00～17:45
機能訓練指導員	１名以上	１名	変則勤務体制
介護支援専門員	１名以上	１名	変則勤務体制

９．介護保険給付サービスの概要

種　　類	内　　容
（1）食　　事	・栄養士のつくる献立表に基づいて、利用者の身体の状況や嗜好について、きめ細かな対応に心がけて食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため離床して食堂で食べていただくことを原則としています。 ・朝食　８：００　昼食　１２：００　夕食　１７：００ ・選択食 月１回 ・各種行事に因んだ献立と家族へのふるまい。 ・給食会議の開催 ・おやつ　毎日
（2）入　　浴	・入浴又は清拭を週２回行います。 ・身体状況により機械浴槽・特殊浴槽を使用して入浴することができます。 ・安全で心身ともにくつろげる健康的な入浴の提供に努めています。
（3）排　　泄	・利用者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。 ・可能な限り「オムツはずし」を行い、自立支援に努めていきます。
（4）健 康 管 理	・医師や看護職員が健康管理を行います。
（5）離　　床	・寝たきり防止や褥瘡の発生を考慮し出来る限り離床に配慮します。
（6）着　替　え	・生活リズムを考え、朝夕や季節毎の着替えを行うよう配慮しています。
（7）整　　容	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
（8）シーツ交換	・定期的に交換を行い居住環境の衛生に配慮しています。
（9）清　　掃	・居室の清掃は清掃員により毎日行っています。
(10) 消　　毒	・寝具の乾燥及び消毒は随時行っています。

10. 協力医療機関

社会医療法人平成醫塾 あびら追分クリニック	内科・消化器科 呼吸器科(胃腸科) 等	勇払郡安平町 追分本町１丁目４３番地	0145-25-2531
医療法人社団 ひまわり歯科医院	歯　　科	勇払郡安平町 追分本町５－６２－２	0145-26-6480

11. 年間行事

実　施　月	内　　容
毎月	誕生会
５月	花見・菜の花ツアー・母の日
６月	父の日・バスレク
７月	追分あけぼの会　夏祭り（全事業所合同）
８月	バスレク
９月	敬老会・花火大会
１０月	紅葉見学
１２月	クリスマス会
１月	新年会（もちつき）
２月	節分（豆まき）
３月	ひな祭り

※外出する行事については、特別養護老人ホーム追分陽光苑入所者のみとなります。

12. 介護給付以外のサービス

サービスの種類	内　　容
理容・美容	・地域の理美容店が出張サービスにより実施しています。 （出張日が決まっておりますので事前にお尋ねください）
設　　備	・事業所内には自動販売機と公衆電話を設置しています。
金銭管理	・利用時に、多額な現金をお持ちいただかないようご協力をお願いいたします。万が一、お持ちになられた場合は事務所にてお預かりさせていただきます。 ・事業所では立替はしないので、利用時に職員と金銭について協議して下さい。 ・この預り金は利用者が退所する時に返還いたします。
相談及び援助	・当施設は利用者及び家族からのご相談には誠意をもって、可能な限り対応いたします。
広報誌の発行	・広報誌「あけぼの」を年４回発行し、ご家族の皆様に事業の実施状況についてお知らせします。

13. 利用料等について

・事業の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額として、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担１割から３割負担）を支払っていただきます（別表２）。
・当事業所が実施する加算サービスは別表３のとおりであり、記載された負担額をお支払いただきます（個人別に対象となる加算の場合は、提供していない加算、該当しない加算はいただきません）。
・施設利用料（介護保険給付対象外サービス）は、別表１に定める内容で、利用者の方々が利用した場合は事業所にお支払い下さい。
・短期入所生活介護サービスによる利用料及び施設利用料のお支払いは当事業所が毎月発行する請求書を確認の上お支払い下さい。
・施設利用料については初回利用時に利用の有無について同意書に書名、捺印をいただきますのでご協力下さい。（同意内容に変更の希望があれば申し出下さい）

14. 介護サービス費・滞在費・食費について

・滞在費及び食費は全額自己負担となります。
・滞在費及び食費の自己負担額は別表２に定める内容とします。
・負担の限度額は厚生労働大臣が定める額を限度額とします。
・市町村が交付する「介護保険負担割合証」により介護サービス費を支払っていただきます。
・市町村が交付する「介護保険負担限度額減額認定証」により滞在費及び食費を支払っていただきます。
・滞在費及び食費の支払いは、当施設が毎月発行する請求書を確認の上お支払い下さい。
・初回利用時に説明し誤解がないよう同意書に署名・捺印をいただきますのでご協力下さい。

15. 利用料金の支払い方法について

利用料金は利用日数に基づき１ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月 25 日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。
・施設窓口での現金支払い
・指定口座への振込み　振込先　とまこまい広域農業協同組合　追分支所　普通　0005646
社会福祉法人　追分あけぼの会　理事長　佐藤（さとう）　嘉晃（よしあき）
・口座引き落とし　サービスを利用した月の翌月の 27 日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。
（別途口座振替申込が必要になります）

16. 非常災害時の対応

非常時の対応	追分あけぼの会 消防計画に基づいた対応をいたします。 （緊急連絡網、自衛消防体制の作成）	
平常時の訓練等	消防計画に沿って年２回以上夜間及び昼間の災害を想定して避難訓練を実施しています。また、年１回消火訓練を行い消火機器の使用方法の習得に努めています。	
防災設備	設備名称	設備名称
	スプリンクラー	非常通報装置
	自動火災報知機	誘導灯
	漏電火災報知機	ガス漏れ報知機
	非常用電源	非常用出入口
	消火器	
	カーテン等は防火性のあるものを使用しています。	
防火管理者	１名	

17. 緊急時（事故発生時）の対応

・急変時及び事故が発生した場合、利用者に対して可能な限りの緊急処置を行い最善の処置を施していきます。
・緊急を要する状況の時には、速やかに管理責任者である管理者に報告すると共に、主治医、又は協力医療機関と連携し、主治医又は担当医師の指示を仰ぎます。救急車等で搬送する際には、職員が必ず添乗し対応します。
・医療機関への搬送前又は処置が一段落すれば、利用者及びご家族等に誠意を持って説明します。
・事故の程度、状況に応じて関係機関へ報告します。

18. 身体拘束について

・当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、利用者又は家族に説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊 急 性 - 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

非代替性 - 身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合

一 時 性 - 利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします

・当施設で作成した『身体拘束に関するマニュアル』を遵守すると共に、身体拘束廃止委員会を定期的かつ必要性に応じて開催し、身体拘束の廃止に取り組みます。

19. 個人情報の取扱い

・個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。この考えを基に「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、追分あけぼの会個人情報に関する各規則を作成して利用者の方々の権利、利益を保護することに努めます。初回利用時には個人情報の取扱について同意書に署名・捺印をいただきますのでご協力下さい。又、従業者には業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならないことを徹底しております。

20. 契約書・同意書・重要事項説明書について

・利用時に職員から利用時に関する説明を受けた後、事業所と利用者（契約者）の方と双方で誤解が生じないよう契約書を取り交します。
・個人情報の取扱い、施設利用料金、滞在費、食費については、同意書をいただきます。重要事項説明書について、職員の説明後、確認した旨の署名・捺印をいただきます。

21. 契約解除について

利用者の方が、次の様な場合は契約を解除することとなります。
・要介護認定により、自立と認定された場合。
・利用者（契約者）の方からの契約解除の申出があった場合
・利用者（契約者）の方が、契約時に心身の状況及び病歴等の重要事項について故意に告げず、又は虚偽の告知を行い、その結果、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
・当事業所の毎月の利用料金の請求にもかかわらず、支払いが６ケ月以上遅延した場合。
・利用者（契約者）の方が、故意又は重大な過失により、事業所の従業者、もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つける等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

22. 利用の中止、変更、追加について

・利用予定期間前又は利用中に利用者、家族の都合により短期入所生活介護サービスの中止、変更、利用期間の追加の際は、円滑に退所できるよう速やかに事業所に申出てください。
・利用中の外泊は、退所扱いとなります。

23. 苦情・相談の受付について

・当事業所の苦情やご相談は下記の者が責任をもってお受けします。
　受付窓口　　生活相談員　　熊谷　千鶴
　受付時間　　毎日　午前９時００分 ～ 午後５時４５分
　　また、苦情受付ボックスを事務所横に設置しています。
　苦情解決責任者　管理者　　伊　藤　恵　造

・苦情解決第三者委員
　　前　田　淳　一　　勇払郡安平町　　電　話:0145-25-3322
　　長　尾　　貢　　北広島市　　電　話:090-8635-8724

・行政機関その他苦情受付機関
　安平町役場 健康福祉課　　所在地:勇払郡安平町早来大町 95 番地
　（土日祝日除き 8:30～17:15 受付）　電　話:0145-29-7072　FAX:0145-29-7076
　北海道国民健康保険団体連合会
　総務部介護保険課企画・苦情係　　所在地:札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
　（土日祝日除き 9:00～17:00 受付）　電　話:011-231-5161　FAX:011-233-2178
　北海道社会福祉協議会　　所在地:札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1
　（土日祝日除き 9:00～17:00 受付）　電　話:011-241-3976　FAX:011-251-3971

・苦情受付とその処理についての概要は別紙のとおりです。

24. 事業所の利用にあたっての留意事項

来　訪　・　面　会	・来訪・面会の場合は必ず面会簿に記入して下さい。 ・面会時間は午前９：００～午後５：００までです。
消　灯　時　間	・午後９：００
飲　酒　・　喫　煙	・飲酒・喫煙は原則として禁止しています。
設備・備品の使用	・従業者に確認し、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・破損した場合は速やかに従業者に連絡して下さい。故意に又わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には､利用者(契約者)の負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
所持品備品等の持ち込み	利用にあたり､以下のものは原則として持ち込むことができません。 ・ペット類 ・居室の広さに制限がありますので居室の快適性、安全性を欠くような家具、備品、危険物類など事前に従業員に確認し、管理は各個人でお願いします。
金銭・貴重品の管理	・原則事業所でお預かりいたします。但し多額な現金、高額な物品はお断りします。 ・金銭を自己管理される方には、ｾｰﾌﾃｨｰﾎﾞｯｸｽ(小型金庫)をお貸ししますのでお申し出ください。
そ　の　他	・他の利用者や当事業所の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

陽光苑 短期入所生活介護事業所におけるサービスの提供開始にあたり、この重要事項説明書の説明をいたしました。

令和　　年　　月　　日

陽光苑 短期入所生活介護事業所

説　明　者　　職　名　生活相談員

氏　名　　印

私は、この重要事項説明書の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護のサービスの提供を受けることに同意しました。

利　用　者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（契　約　者）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者の家族等　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者との続柄　（　　）

別　表　1

施設利用料等一覧（介護保険給付対象外サービス）

項　　目	単位等	金額等
日用品費 日常生活に要する費用で利用者（契約者）にご負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。 ・歯ブラシ　・ボックスティッシュ　・ストローコップ ・ストロー　・歯磨きコップ　・歯ブラシ　・義歯ブラシ ・義歯ケース　・舌ブラシ　・クルリーナ　・歯磨き粉 ・歯磨きティッシュ　・義歯洗浄剤　・低刺激シャンプー ・低刺激ボディソープ　・保湿液　・バスタオル ・フェイスタオル　・おしぼり	1日	２００円
送迎・移送に係る費用 安平町外に送迎・受診や通院・入院の移送の際はそれに係る費用を負担していただきます。 移送区域 ・千歳市、苫小牧市、恵庭市、栗山町 ・札幌市 ・その他の地域	 1回 〃 〃	 １，０００円 ２，０００円 相　当　額
テレビの電気代 居室において個人で使用しているテレビの電気代をご負担していただきます。	1日	１０円

別　表　２－１

陽光苑 短期入所生活介護事業所　利用料金表 介護サービス費１割負担の方（介護度別、負担限度額別）

令和8年8月1日改正

		介護サービス費		滞在費 1日当り					食費 1日当り					合計 1日当り				
				利用者負担					利用者負担					利用者負担				
		1日当り サービス費（円）	1日当り 自己負担（円）	第1段階（円）	第2段階（円）	第3段階①（円）	第3段階②（円）	第4段階（円）	第1段階（円）	第2段階（円）	第3段階①（円）	第3段階②（円）	第4段階（円）	第1段階（円）	第2段階（円）	第3段階①（円）	第3段階②（円）	第4段階（円）
従来型個室	要支援1	4,570	457	380	480	880	980	1,231	300	600	1,030	1,360	1,645	1,137	1,537	2,367	2,797	3,333
	要支援2	5,670	567											1,247	1,647	2,477	2,907	3,443
	要介護1	6,210	621											1,301	1,701	2,531	2,961	3,497
	要介護2	6,900	690											1,370	1,770	2,600	3,030	3,566
	要介護3	7,630	763											1,443	1,843	2,673	3,103	3,639
	要介護4	8,330	833											1,513	1,913	2,743	3,173	3,709
	要介護5	9,020	902											1,582	1,982	2,812	3,242	3,778
多床室	要支援1	4,570	457	0	430	430	530	915	300	600	1,030	1,360	1,645	757	1,487	1,917	2,347	3,017
	要支援2	5,670	567											867	1,597	2,027	2,457	3,127
	要介護1	6,210	621											921	1,651	2,081	2,511	3,181
	要介護2	6,900	690											990	1,720	2,150	2,580	3,250
	要介護3	7,630	763											1,063	1,793	2,223	2,653	3,323
	要介護4	8,330	833											1,133	1,863	2,293	2,723	3,393
	要介護5	9,020	902											1,202	1,932	2,362	2,792	3,462

１．介護サービス費には、サービス体制強化加算(Ⅲ)1日あたり6円、看護体制加算(Ⅰ)1日あたり4円、看護体制加算(Ⅱ)1日あたり8円が含まれています。
※要支援1及び2の方には看護体制加算は含まれておりません。
２．自己負担金が別表３の加算を算定することにより変わります。
３．各種加算を含んだ介護サービス費の自己負担合計額に別途16.3%相当の介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ) が加わります。
４．端数処理により合計数が異なる場合があります。
５．要介護状態区分及び介護保険負担限度額認定等に変更があった場合には利用料金が変更となります。
６．おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので自己負担の必要はありません。

別　表　２－２

陽光苑 短期入所生活介護事業所　利用料金表 介護サービス費２割負担の方（介護度別）

令和8年8月1日改正

		介護サービス費		滞在費 1日当り	食費 1日当り	合計 1日当り
		1日当りｻｰﾋﾞｽ費（円）	1日当り自己負担（円）	利用者負担（円）	利用者負担（円）	利用者負担（円）
従来型個室	要支援1	9,140	914	1,231	1,645	3,790
	要支援2	11,340	1,134			4,010
	要介護1	12,420	1,242			4,118
	要介護2	13,800	1,380			4,256
	要介護3	15,260	1,526			4,402
	要介護4	16,660	1,666			4,542
	要介護5	18,040	1,804			4,680
多床室	要支援1	9,140	914	915	1,645	3,474
	要支援2	11,340	1,134			3,694
	要介護1	12,420	1,242			3,802
	要介護2	13,800	1,380			3,940
	要介護3	15,260	1,526			4,086
	要介護4	16,660	1,666			4,226
	要介護5	18,040	1,804			4,364

１．介護サービス費には、サービス体制強化加算(Ⅲ)1日あたり6円、看護体制加算(Ⅰ)1日あたり4円、看護体制加算(Ⅱ)1日あたり8円が含まれています。
　※要支援1及び2の方には看護体制加算は含まれておりません。
２．自己負担金が別表３の加算を算定することにより変わります。
３．各種加算を含んだ介護サービス費の自己負担合計額に別途16.3%相当の介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ) が加わります。
４．端数処理により合計数が異なる場合があります。
５．要介護状態区分及び介護保険負担限度額認定等に変更があった場合には利用料金が変更となります。
６．おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので自己負担の必要はありません。

別　表　２－３

陽光苑 短期入所生活介護事業所　利用料金表 介護サービス費３割負担の方（介護度別）

令和8年8月1日改正

		介護サービス費		滞在費 1日当り	食費 1日当り	合計 1日当り
		1日当りｻｰﾋﾞｽ費（円）	1日当り自己負担（円）	利用者負担（円）	利用者負担（円）	利用者負担（円）
従来型個室	要支援1	13,710	1,371	1,231	1,645	4,247
	要支援2	17,010	1,701			4,577
	要介護1	18,630	1,863			4,739
	要介護2	20,700	2,070			4,946
	要介護3	22,890	2,289			5,165
	要介護4	24,990	2,499			5,375
	要介護5	27,060	2,706			5,582
多床室	要支援1	13,710	1,371	915	1,645	3,931
	要支援2	17,010	1,701			4,261
	要介護1	18,630	1,863			4,423
	要介護2	20,700	2,070			4,630
	要介護3	22,890	2,289			4,849
	要介護4	24,990	2,499			5,059
	要介護5	27,060	2,706			5,266

１．介護サービス費には、サービス体制強化加算(Ⅲ)1日あたり6円、看護体制加算(Ⅰ)1日あたり4円、看護体制加算(Ⅱ)1日あたり8円が含まれています。
　※要支援1及び2の方には看護体制加算は含まれておりません。
２．自己負担金が別表３の加算を算定することにより変わります。
３．各種加算を含んだ介護サービス費の自己負担合計額に別途16.3%相当の介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ) が加わります。
４．端数処理により合計数が異なる場合があります。
５．要介護状態区分及び介護保険負担限度額認定等に変更があった場合には利用料金が変更となります。
６．おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので自己負担の必要はありません。

別　表　3

介護保険給付対象加算等料金（当事業提供分）

項　　目	内　　容	負担額（1割） 負担額（2割） 負担額（3割）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 【全利用者算定】	事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤の占める割合が75%以上の場合に算定可能。	6円 / 日 12円 / 日 18円 / 日
看護体制加算（Ⅰ） 【全入所者算定】	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定可能。	4円 / 日 8円 / 日 12円 / 日
看護体制加算（Ⅱ） 【全入所者算定】	看護職員を基準以上配置しており、協力病院と24時間連携体制を確保している場合に算定可能。	8円 / 日 16円 / 日 24円 / 日
送迎加算 【該当時のみ算定】	利用開始時、又は利用終了時に自宅と事業所間の送迎を行った場合に算定可能。	184円 / 回 368円 / 回 552円 / 回
療養食加算 【該当者のみ算定】	利用者の疾病に合わせ医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合に算定可能。	23円 / 日 46円 / 日 69円 / 日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 【全利用者算定】	介護職員の賃金の改善を目的とし、加算算定額を基に賃金改善に関する計画を策定し、加算算定額に相当する賃金改善を実施する場合に算定可能。	介護ｻｰﾋﾞｽ費自己負担額の16.3%相当

別　紙

苦情（相談）申し出窓口設置のご案内

社会福祉法第８２条の規定により、社会福祉法人追分あけぼの会で運営する事業は利用者及びご家族の皆様からの苦情（相談）に適切に対応する体制を整えております。

事業所における苦情（相談）については、解決責任者、受付担当者を置き利用者及び家族の皆様からの苦情（相談）に対応いたします。

◇苦情（相談）受付の流れ

Q．苦情（相談）がある場合は、どうしたらよいのですか？





A．受付事務所が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付をいたします。

Q．受付けられた苦情（相談）は、どのように報告、確認されるのですか？



A．受付担当者が苦情（相談）を受付後、解決責任者へ報告し、内容を確認した後、申し出人に対して受付けた旨を通知いたします。

Q．解決責任者へ報告された後は、どうなるのですか？



Ａ．　・解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

Q．第三者委員とは、どんな人がなっているのですか？



Ａ．第三者委員としては、社会福祉法人追分あけぼの会 監事が苦情（相談）解決にあたります。

Q．追分陽光苑にて解決できない場合は、どうなるのですか？

Ａ．追分陽光苑にて解決できない場合は、下記に申し立てをすることができます。

○安平町役場 健康福祉課
（土日祝日除き 8:30～17:15 受付）
所在地：勇払郡安平町早来大町 95 番地
電　話:0145-29-7072　FAX:0145-29-7076

○北海道国民健康保険団体連合会
総務部介護保険課企画・苦情係
（土日祝日除き 9:00～17:00 受付）
所在地:札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
電　話:011-231-5161　FAX:011-233-2178

○北海道社会福祉協議会
（土日祝日除き 9:00～17:00 受付）
所在地:札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1
電　話:011-241-3976　FAX:011-251-3971

〒059-1941
勇払郡安平町追分青葉 1 丁目 102 番地
陽光苑 短期入所生活介護事業所
TEL　0145-25-2233
FAX　0145-25-2220